

超過勤務手当追給に関する確認書

国立大学法人名古屋工業大学長 松井信行（以下「法人」という。）と名古屋工業大学職員組合執行委員長 服部博文（以下「組合」という。）とは、法人化後から平成 20 年度までの超過勤務手当追給に関して、次の確認を行うものとする。

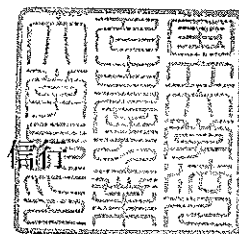
1. 超過勤務手当追給に関し、法人側は、労働基準法に基づく時間単価の算出方法への切り替えを失念したため、平成 19 年度及び平成 20 年度に係る超過勤務手当について、該当職員へ遅滞なく追給するものとする。

上記の確認書の締結を証するため本書 2 通を作成し、大学、組合それぞれ記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

平成 21 年 10 月 21 日

国立大学法人名古屋工業大学長

松井



名古屋工業大学職員組合執行委員長

服部

